

告示

埼玉県告示第千二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 一号	一般財団 法人さい たま住宅 検査セン ター	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部東 京事務所 東 京都武蔵野市 中町一丁目十 一番四号	本部構造判定 部 埼玉県さ いたま市浦和 区岸町七丁目 十二番三号	令和四年九 月二十日